

幸町記念病院 Information

令和7年4月1日から 食事負担額が変更します

今般の食材料費の高騰等を踏まえ、厚生労働省において入院時食事療養費が見直され、令和7年4月1日より下記のとおり施行となります。なお、価格改定は全国の医療機関一律で行われます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

所得区分		令和7年3月31日 まで	令和7年4月1日 から	
現役並み所得者 及び 一般Ⅱ・Ⅰ		490円	510円	
住民 税非 課税 世帯	低所得者 Ⅱ (区Ⅱ) (注2)	過去12か月で90日 以内の入院	230円	240円
		過去12か月で90日を 超える入院 (注3)	180円	190円
	低所得者Ⅰ (区分Ⅰ) (注2)		100円	100円 (変更なし)

(注1) 指定難病の人などは300円です。

(注2) 低所得者Ⅱ・Ⅰ (区分Ⅱ・Ⅰ) の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付をお住まいの市町村の担当窓口で申請してください。

当認定証を医療機関の窓口に掲示することで、食事代の請求額が減額されます。